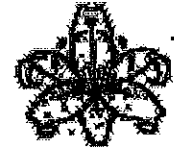


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 1 月 8 日 (金曜日)

定期 第 170 号

目次	ページ	農業振興地域の区域変更 (環境農政・農地課)	8
○規則		管理理容師資格認定講習会の指定 (健康医療・生活衛生課)	8
生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (福祉子どもみらい・生活援護課)	7	管理美容師資格認定講習会の指定 (健康医療・生活衛生課)	8
○告示		公共測量の実施通知 (11件) (県土整備・建設業課)	8
都市計画の変更 (県土整備・都市計画課)	7	開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	10
都市計画事業の事業計画の変更認可 (県土整備・都市計画課)	7	コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止 (内水面漁場管理委員会)	10
土地区画整理組合の設立認可 (県土整備・都市整備課)	8	○入札公告	
○公告		落札者等の公告 (福祉子どもみらい・総務室)	10
土地改良事業共同施行の換地処分公告 (環境農政・農地課)	8		

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外に入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 3 年 1 月 8 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 2 号
生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (昭和 48 年神奈川県規則第 14 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 10 号中「被保護者」の次に「等」を加え、同条中第 28 号を第 30 号とし、第 17 号から第 27 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 16 号の次に次の 2 号を加える。

(17) 法第 55 条の 8 第 1 項の規定により被保護者健康管理支援事業を実施すること。

(18) 法第 55 条の 8 第 2 項において準用する法第 55 条の 7 第 2 項の規定により被保護者健康管理支援事業の事務を委託すること。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神奈川県告示第 3 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

なお、当該都市計画の図書は、神奈川県県土整備局都市部都市

計画課及び伊勢原市都市部都市政策課において縦覧に供する。
令和 3 年 1 月 8 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 都市計画の種類及び名称
伊勢原都市計画区域区分
- 都市計画を定める土地の区域
 - 市街化区域に追加する部分
伊勢原市上粕屋字石倉上、宇石倉中、宇的場、宇立原、宇久保上、宇御伊勢ノ森、宇黒岩、宇舟久保、宇神成松、宇山王原及び宇秋山土地内
 - 市街化調整区域に追加する部分
なし

神奈川県告示第 4 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定により、平成 28 年神奈川県告示第 152 号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 3 年 1 月 8 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 施行者の名称
伊勢原市
- 都市計画事業の種類及び名称
伊勢原都市計画下水道事業伊勢原第 3 号公共下水道
- 事業施行期間
昭和 53 年 10 月 24 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 事業地
(1) 収用の部分

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています

購読料
一箇月 二六九三〇円 一箇年 三三五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号 一部 三六三円 (消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (〇四五) 二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜 (〇四五) 五七一―三三〇八

伊勢原市下平間字久保尻、神戸字十六町及び字稲荷町、板戸字浄泉寺、東大竹字入部、字矢羽根及び字上谷戸、三ノ宮字宝地及び字石原田、大住台一丁目、坪ノ内字前谷戸岡、岡崎字矢羽根、字天神下、字御嶽、字花立及び字権現堂並びに鈴川地内

(2) 使用の部分
なし

神奈川県告示第 5 号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 組合の名称
伊勢原大山インター土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
令和 3 年 1 月 8 日から令和 9 年 9 月 30 日まで
- 3 施行地区
伊勢原市上粕屋字久保上、字御伊勢森、字黒岩、字山王原、字秋山上、字舟久保、字神成松、字石倉上、字石倉中、字的場及び字立原の各一部
- 4 事務所の所在地
伊勢原市田中348番地
- 5 設立認可の年月日
令和 3 年 1 月 8 日
- 6 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- 7 公告の方法
組合事務所の掲示板及び伊勢原市役所の掲示板に掲示するものとする。

公 告

川崎市麻生区黒川東土地改良事業共同施行から土地改良法第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、換地処分を行った旨の届出がありました。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

農業振興地域の整備に関する法律第7条第1項の規定により、伊勢原農業振興地域の区域を次のとおり変更します。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

伊勢原市上粕屋の区域につき別図のとおり

(「別図」は省略し、その図面は神奈川県環境農政局農政部農地課及び神奈川県湘南地域県政総合センター農政部農地課において縦覧に供します。)

理容師法第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定しました。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 講習を実施する者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
理事長 上原 至雅
- 2 講習会の日程及び会場
次のとおり、公衆衛生について4時間、理容所の衛生管理について14時間の講習を行います。

(1) 日程

令和 3 年 5 月 31 日(月)、同年 6 月 1 日(火)及び同月 15 日(火)

(2) 会場

関内新井ホール
横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル11階

美容師法第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定しました。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 講習を実施する者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
理事長 上原 至雅
- 2 講習会の日程及び会場
次のとおり、公衆衛生について4時間、美容所の衛生管理について14時間の講習を行います。

(1) 日程

令和 3 年 5 月 31 日(月)、同年 6 月 1 日(火)及び同月 15 日(火)

(2) 会場

関内新井ホール
横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル11階

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量(基準点測量)
- 2 測量の地域
横浜市金沢区地内
- 3 測量の期間
令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 2 月 26 日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神奈川県横須賀土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測 量 の 種 類
公共測量 (基準点測量、用地測量、現地測量及び路線測量)
- 2 測 量 の 地 域
横須賀市長井一丁目地内
- 3 測 量 の 期 間
令和 2 年 10 月 19 日から同年 12 月 15 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、神奈川県横須賀土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測 量 の 種 類
公共測量 (基準点測量及び路線測量)
- 2 測 量 の 地 域
横須賀市秋谷
- 3 測 量 の 期 間
令和 2 年 9 月 2 日から同年 11 月 19 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、神奈川県空中写真共同入手推進協議会会長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測 量 の 種 類
公共測量 (デジタル空中写真撮影)
- 2 測 量 の 地 域
平塚市、茅ヶ崎市、伊勢原市、高座郡寒川町、中郡大磯町及び二宮町、足柄上郡開成町、足柄下郡箱根町並びに愛甲郡愛川町の全域並びに秦野市及び愛甲郡清川村の一部地域
- 3 測 量 の 期 間
令和 2 年 10 月 14 日から令和 3 年 3 月 19 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、神奈川県西土木事務所小田原土木センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測 量 の 種 類
公共測量 (標高データ (地図情報レベル 1,000、0.5m メッシュ))
- 2 測 量 の 地 域
小田原市、南足柄市及び足柄下郡箱根町の一部
- 3 測 量 の 期 間
令和 2 年 10 月 21 日から令和 3 年 3 月 22 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、神奈川県厚木土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測 量 の 種 類
公共測量 (用地測量)
- 2 測 量 の 地 域
厚木市妻田西一丁目
- 3 測 量 の 期 間
令和 2 年 11 月 2 日から令和 3 年 1 月 29 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、神奈川県厚木土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測 量 の 種 類
公共測量 (基準点測量及び用地測量)
- 2 測 量 の 地 域
厚木市酒井
- 3 測 量 の 期 間
令和 2 年 10 月 30 日から令和 3 年 1 月 29 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、海老名市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測 量 の 種 類
公共測量 (2 級基準点測量、3 級基準点測量及び 4 級基準点測量)
- 2 測 量 の 地 域
海老名市中新田地内
- 3 測 量 の 期 間
令和 2 年 11 月 16 日から同年 12 月 16 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、神奈川県厚木土木事務所東部センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測 量 の 種 類
公共測量 (用地測量)
- 2 測 量 の 地 域

綾瀬市上士棚北三丁目及び落合南九丁目地内ほか

3 測量の期間

令和 2 年10月12日から令和 3 年 1 月15日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、寒川町長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量 (数値地形図データ更新 地図情報レベル2, 500及び地図編集 地図情報レベル10, 000)

2 測量の地域

高座郡寒川町全域

3 測量の期間

令和 2 年10月27日から令和 3 年 3 月12日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、神奈川県平塚土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量、路線測量及び現地測量)

2 測量の地域

中郡大磯町生沢地先ほか

3 測量の期間

令和 2 年11月 2 日から令和 3 年 3 月22日まで

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県厚木土木事務所長 久 保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	愛甲郡愛川町中津字上六倉2, 695の14ほか 6 筆
開発区域の面積	997.22平方メートル
開発許可を受けた者の住所	愛甲郡愛川町中津2, 696
開発許可を受けた者の氏名	幡野 敏明
開発許可年月日及び許可番号	令和 2 年 9 月30日 神奈川県指令厚土第610008号

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 4 号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第120条第 1 項及び第171条第 4 項の規定により、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示す

る。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県内水面漁場管理委員会

会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) コクチバスを県内の内水面 (河川、湖沼及びこれと接続して一体を成すため池、水路等をいう。以下同じ。)において採捕した者は、これを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 公的機関が試験研究の用に供する場合

イ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

(2) オオクチバス又はブルーギルを県内の内水面における共同漁業権の設定された漁場において採捕した者は、これらを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア オオクチバスを芦ノ湖において採捕した者が、これを芦ノ湖に再び放す場合

イ 公的機関が試験研究の用に供する場合

ウ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

2 指示期間

令和 3 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月31日まで

入 札 公 告

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日 (随意契約の場合は契約日) (4)落札者 (随意契約の場合は契約者) の氏名及び住所 (5)落札金額 (随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

(1)神奈川県生活保護総合情報システムの再構築に係る業務委託 (2)神奈川県福祉子どもみらい局総務室 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 2 年11月16日 (4)富士通 J a p a n 株式会社地域ビジネス本部南関東支社 横浜市西区高島 1-1 の 2 (5)51,698,900円 (6)随意契約 (8)地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号